

フランス革命期ボルドー都市自治体派遣委員の 書簡に関する考察 (1792年)

内 田 良 太

はじめに

交通・通信手段が未熟であった18世紀末フランスにおいて、情報の伝達は書簡が中心であった。パリから約500km離れたフランス南西部中心都市ボルドーでは、パリでの革命的出来事が書簡によって伝えられ、ボルドーにおける政治生活に決定的な影響を与えてきた。その例として、三部会議員ポール・ネラクが実弟に宛てた書簡、あるいは国民公会議員ジャンソネがジロンド県執行部議長ピエール・セールに宛てた書簡が想起される。前者はパリ民衆によるヴァステューユ監獄の襲撃を伝えるものであり、それはボルドーにおける市政革命の契機となった¹⁾。後者は1793年6月2日の事件——パリ民衆の蜂起と国民公会からのジロンド派議員の追放——を伝えるものであった。当該書簡は「ジャンソネの遺言」として顕彰され、ボルドーにおける公安人民委員会 *Commission populaire de Salut public* 創設の契機となった²⁾。

本稿では、1792年にボルドー都市自治体によりパリへと派遣された都市役人ボワイエ=フォンフレッド *Boyer-Fonfrède* と名士クロジラック *Crozilhac* ——以下、しばしば派遣委員と表記——が発給した書簡の整理・分析を試みる。派遣委員発給の書簡は、先に言及したネラク、及びジャンソネが発給した両書簡のように、ボルドーにおける革命の路線を決定的に転換させるような影響力をもつものではなかった。しかしながら、パリに滞在した派遣委員の書簡は、彼らの目を通じて、議事録や新聞等の文書とは違った視点から、パリとボルドーでの政治生活をわれわれに伝えている。同時に書簡は、革命期における指導者層が抱いていた同時代の状況に対する認識を約5ヶ月間にわたって跡づけることを可能ならしめる。派遣委員はパリで何をしようとし、何を見たのだろうか。そして、彼らはボルドーへ何を伝えようとしたのだろうか。本稿では、派遣委員が発給した書簡を取り上げ、その内容を整理し、特徴的な論点の考察を目的とする。

本稿で取り上げる主な史料は書簡もしくはその写し、及び都市当局決議録等であり、これらの大半はボルドー市文書館が所蔵する手稿史料である。特に、筆者は、都市自治体内機関である都市行政体とコミュヌ総評議会の両決議録³⁾、都市自治体が発給した書簡を控えた都市自治体通信記録⁴⁾を利用した。また、派遣委員が発給した書簡47通が本稿の中心的な分析対象となる⁵⁾。なお、管見の限りでは、革命期ボルドー史に関連する従来の諸研究において、この47通の書簡が体系的に整理・分析されたことはないと考えられる⁶⁾。

以下では、まず、都市自治体がパリへと委員を派遣することになるその背景をあきらかにする。その際、派遣される委員の経歴の簡単な整理を試み、本稿での議論に必要な限りで彼らの特徴的な性格を確認しておきたい。次に、派遣委員が都市自治体に送付した書簡、及びその返信の概要を整理する。

ここでは、都市当局決議録を補足的に参照することにより、書簡のやり取りの全容が浮き彫りになるであろう。その際、書簡の書き手についても考えてみたい。こうした前提を踏まえた上で、書簡のテキストの整理・分析にとりかかりたい。ここでの検討課題は主に3つある。第1は、派遣委員たちがパリでのロビー活動に際して利用した政治的ネットワークである。第2は、穀物管理に関する彼らの考え方である。そして、第3に注目したいのが、彼らの同時代認識という、より射程の広い問題である。最後に、本稿での書簡の検証から浮上する新たな課題と展望について述べていきたい。

1. 派遣の背景と派遣委員

1.1. 派遣の背景

アンシャン＝レジーム期の都市の収入源のひとつとして、入市税 *octrois* が重要な位置をしめていたことは良く知られている。革命期に入市税が廃止されると、各コミュヌでは財政的逼迫が生じた⁷⁾。コミュヌ財政に対する配慮として、1791年8月10日に国民議会は都市の負債に関する法を制定した⁸⁾。

ボルドーにおいても入市税の廃止は同様の状況をもたらした。1791年末の都市役人選挙後、同じく財政的窮乏に陥っていた施療院 *hôpital* の救済やパン屋への補償金支払いのためにコミュヌ財政に関する議論が活発化した⁹⁾。1792年2月23日、コミュヌ総評議会の席上で都市役人ジョベール *Jaubert* は「入市税の廃止以後、コミュヌの収入はその支出を満たすには不十分」であると訴え、1792年歳出の調査・報告に従事する委員の選出を求めた¹⁰⁾。29日、6人の委員が選出され、3月22日、委員の1人が中間報告をおこなった¹¹⁾。その報告では、特別金庫 *caisse de l'extraordinaire* に基づく借入 *emprunt* の必要性が指摘された。

3月27日、再び、コミュヌ総評議会が召集され、その席上で6人の委員のうちの1人であるマルシャン *Marchand* は都市財政の現状報告をおこない、負債見積書を提示した。報告に引き続き、市長はコミュヌ総評議会に「ボルドーコミュヌは国民議会議に救済を要請すべきか。コミュヌはどのような救済を要請すべきか。コミュヌは委員を派遣すべきか」という3点について審議を求めた。結果、立法議会に特別金庫に基づく4,000,000リーヴルの借入を求めること、また、借入を求める請願書を提出するために委員を派遣することが決議された。派遣委員には、1792年歳出の調査に従事したボワイエ＝フォンフレッドとクロジラックが選出された¹²⁾。

この決議事項は直ちに上級当局たるジロンド県執行部へ転送され、立法議会への請願書提出許可が求められた。県執行部は都市自治体による請願書提出、及び借入の要請は認めたが、その額を2,000,000リーヴルに制限した¹³⁾。

1.2. 負債見積書

コミュヌ総評議会における3月27日の審議・決議事項が記録されたボルドー市文書館所蔵 D95には、負債見積書もまた写されている¹⁴⁾。それは、①借入や補償等の負債見積額、②先の負債額のなかでも支払期限がきた額、③コミュヌ財源、もしくは収入見込額、④債務弁済のための財源の4項目で構成されている。以下、各項目別に概要を確認する。

負債見積額 負債見積額の項目は7つの下位区分を有し、その総額は10,165,245リーヴル（以下、リーヴル未満は切り捨て）に達する。そのうち、約7.4%にあたる750,000リーヴルは「1792年における、最も低く見積もった支出」額であり、1792年の都市行政に必要な経費を意味している。したがっ

て、負債見積額の90%以上は、臨時の支出や補償金等で構成されているのである。都市行政必要経費750,000リーヴルと、ほぼ同額の支出を必要とするものとして、具体的には、市庁舎の購入（826,323リーヴル）、1791年8月における借入（800,000リーヴル）、官職保有者への償還（689,153リーヴル）、港湾整備費（600,000リーヴル）があげられる。以上の支払額もさることながら、われわれが注目すべきはパン屋へ支払うべき補償金2,105,343リーヴル（約20.7%）であろう。その額は1783年以降のものであった。負債見積書には、廉価なパン供給のために都市当局がおこなった穀物購入の費用やパンの価格を減額する配給券bonsの費用も見受けられる（476,314リーヴル）。穀物流通の秩序維持が、ボルドー市政において主要なひとつの業務であったことが窺える。

支払期限がきた負債額 17項目からなり、その総額は4,295,635リーヴルであり、先の負債見積額の約42.3%にあたる。

収入見込額 6項目からなり、その総額は1,565,501リーヴルであり、県当局からの借り入れ、営業税・動産税・不動産税に基づく付加税等から構成される。

債務弁済のための財源 コミュヌが所有する不動産で構成され、その評価総額は11,289,780リーヴルである。最も評価額の高いものとして、シャトー＝トロンベット、大劇場、旧市庁舎があげられ、その合計は7,500,000リーヴルに達する。

以上から、負債見込額のうち、支払期限のきた負債の総額を税収等で補うことは不可能であり、2,730,134リーヴルの不足が生じていたことがわかる。ボルドー市は弁済可能な財源を所有しているとはいえ、その財政は逼迫していたのである。

1.3. 派遣委員

次に、ボルドー都市自治体がパリに派遣した委員、ボワイエ＝フォンフレッドとクロジラックの出身来歴を整理しておく。

1760年12月5日生まれ、派遣時31歳のボワイエ＝フォンフレッドは、革命期ボルドーにおける中心的人物のひとりであった。彼の父はボルドーでも有数の貿易商であり、その財は国王書記官secrétaire du roi職の購入を可能ならしめた。1789年7月の市政革命に際し、ボワイエ＝フォンフレッドはボルドー愛国軍創設に尽力し、また、実質的なボルドー市行政体として機能した90人選挙人集会にもしばしば出席した。1790年4月16日創設のボルドー憲法の友の会——以下、友愛会と略記——の創設メンバー30人のうちのひとりであった。1791年末の都市自治体選挙において、彼は都市役人に当選し、貧民へのパン配給に関する業務等に携わった。在任中、都市自治体派遣委員として、1792年4月6日から同年7月8日までパリに滞在した。その直後の国民公会議員選挙に当選。以後、彼の政治生活はパリが中心となり、ジロンド派の中心的人物として活躍したことはよく知られている¹⁵。

1749年生まれ、派遣時42歳、もしくは43歳であったクロジラックはギューエンヌ州商業会議所において商事裁判官consul、評議員directoireを歴任した。全国三部会召集に際しては、ボルドー90人選挙人に選出され、ギューエンヌセネシャル第3身分陳情書の起草を担当した。また、彼も、ボワイエ＝フォンフレッドと同じく、友愛会創設メンバーであった。1790年以後、都市役人を2年間務め、1791年末の都市自治体選挙で名士に選出された。在任中、都市自治体派遣委員として1792年4月6日からパリに滞在し、同年9月18日、ボルドーへと帰還した。1793年以後、彼は名士の職から離れ、政

治生活における足取りが途絶えるが、1800年頃まで生存していたといわれている¹⁶⁾。

後段での議論のために、ここで派遣委員の両者に共通する事項として以下の3点を確認しておきたい。第1に、革命前夜のボルドー社会、あるいは商業界において、彼らは無名の人物ではなかった。第2に、1789年以来、彼らはボルドーで政治的経験を積んだ。第3に、彼らは友愛会創設メンバーであった。

2. 残存する書簡・通信記録とその書き手

2.1. ボワイエ＝フォンフレッドとクロジラック発給の書簡

ボルドー市文書館所蔵 D228には、パリに滞在した派遣委員やジロンド県選出の立法議会議員によって、あるいはオルレアンに滞在した市長セジュ Saige によって都市自治体宛に送付された書簡等64部が保存されている。表1はそれら64部の一覧である。市文書館所蔵の史料は1862年の火災により部分的に焼失している¹⁷⁾。しかし、D228に分類されている書簡はその影響をほとんど受けておらず、保存状況も良好であり、われわれに多くの情報を提供している。

さて、D228には、パリに派遣されたボワイエ＝フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡47通が保存されている。書簡は、発給地と日付の記載から始まり、特定の書簡への返信である場合にはその旨が記される。職務の進捗状況や戦況等について述べられた後、末尾にボワイエ＝フォンフレッドとクロジラックの署名が添えられている。いくらかの書簡には追伸が記されている。

ところで、D228以外の若干の史料から判断する限り、派遣委員は、先に言及した47通に6通を加えた、計53通の書簡をパリから発給したことがわかる¹⁸⁾。表2は彼らが発給した、あるいは後述の都市自治体が発給した書簡の一覧である。最も左列の日付は派遣委員発給の書簡に記されたそれである。その右列には各書簡末尾に署名した人物を略記した。都市行政体とコミュヌ総評議会の決議録内にパリからの書簡を受領した旨が記されている場合には、その日付を記した。53通の書簡のうち、受領日の判明する41通から、パリからボルドーへの書簡が通常約4日で到着したことがわかる。

なお、派遣委員は、しばしば書簡に印刷物等を添付していたようであるが、それらは切り離されてしまっており、保存先は不明である。

2.2. ボルドー都市自治体通信記録

ボルドー市文書館所蔵 D140と D141は、都市自治体が発給した書簡の控えであり、各々、196紙葉 feuillet、187紙葉からなる記録簿である。先述の D228とは異なり、両記録簿とも1862年の火災の影響を受けており、後年、修復が施された。したがって、部分的に読解の困難な個所がある。

さて、われわれは当該の両記録簿から、都市自治体がパリ滞在中の派遣委員に宛てた書簡の控えを37通見出すことができる。その形式としては、まず、日付が、その下に受取人の氏名が記載される。それに引き続き、ある特定の書簡への返信である場合はその旨が記されている。結びの挨拶や署名は省略、もしくは簡略化されている。なお、各フォリオは、40行から50行程度の文言で構成されている。その書体等から、おそらく、筆写を担当した書記が複数存在したと考えられる。なお、その他の若干の史料から判断する限り、都市自治体が派遣委員に公式に送付した書簡は、おそらく37通以外に存在しないと考えられる。先述の表2には、都市自治体が発給した37通の書簡の発給日を記し、また、特定の書簡への返信であることが判明する場合には、その書簡の日付を併記した。

表1 ボルドー市文書館所蔵 D228文書一覧

No.	日付(1792年)	内容
1	1月15日	立法議会議員ラフォンLafon発給ジロンド県執行部宛書簡(於パリ)(印刷物)
2	15日	同上
3	15日	同上
4	15日	立法議会議員ラフォンLafon発給ジロンド県執行部宛書簡の写し(於パリ)
5	20日	ボルドーディストリクト執行部議事録抜粋
6	4月7日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
7	10日	同上
8	17日	同上
9	21日	同上
10	24日	同上
11	5月1日	同上
12	3日	同上
13	5日	同上
14	8日	同上
15	12日	同上
16	15日	同上
17	16日	同上
18	19日	同上
19		欠
20	22日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
21	29日	同上
22	6月2日	同上
23	5日	同上
24	5日	都市自治体発給ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック宛書簡の草稿
25	9日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
26	12日	同上
27	13日	都市自治体発給ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック宛書簡の草稿
28	19日	同上
29	21日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
30	23日	同上
31	23日	同上
32	24日	都市自治体発給ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック宛書簡の草稿
33	26日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
34	28日	都市自治体発給ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック宛書簡の草稿
35	30日	ボワイエ=フォンフレッドとクロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
36	7月3日	同上
37	7日	同上
38	10日	クロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
39	12日	同上
40	14日	同上
41	10日	同上
42	24日	同上
43	8月7日	同上
44	11日	同上
45	12日	同上
46	13日	同上
47	12日	立法議会審議録(印刷物)
48	14日	クロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
49	15日	同上
50	17日	同上
51	18日	同上
52	18日	同上
53	20日	同上
54	21日	同上
55	23日	同上
56	31日	同上
57	9月4日	都市自治体発給クロジラック宛書簡の草稿
58	4日	クロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
59	4日	セジュ発給都市自治体宛書簡(於オルレアン)
60	5日	クロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
61	6日	セジュ発給都市自治体宛書簡(於オルレアン)
62	11日	クロジラック発給都市自治体宛書簡(於パリ)
63	13日	都市自治体発給セジュ宛書簡の草稿
64	15日	セジュ発給都市自治体宛書簡(於オルレアン)

[史料] AMBx, D228, Correspondance des députés à l'Assemblée nationale et des commissaires députés par la ville auprès de l'Assemblée nationale, 1792.

表2 ボワイエ=フォンフレッド・クロジラック・ホルドー都市自治体による
発給・受領書簡一覧（1792年）

書簡発給日 (1792年)	署名	都市自治体 書簡受領日	都市自治体 書簡発給日	返答対象書簡
4月7日	BF et C →	4月11日	4月8日	
10日	BF et C →	14日	12日	4月7日付
17日	BF et C →	21日	15日	
21日	BF et C →		24日	4月17日付
24日	BF et C →	28日	26日	4月21日付
5月1日	BF et C →	5月5日	5月1日	4月24日付
3日	BF et C →	7日	6日	5月1日付
5日	BF et C →	9日	8日	
8日	BF et C →	12日	10日	5月5日付
12日	BF et C →	16日	22日	5月8,16日付
15日	BF et C →	20日	24日	5月19日付
16日	BF et C →		29日	5月22日付
19日	BF et C →	23日		
22日	BF et C →	26日		
29日	BF et C →			
6月2日	BF et C →	6月6日	6月5日	5月29日付
5日	BF et C →		8日	6月2日付
9日	BF et C →		12日	6月5日付
12日	BF et C →		13日	6月9日付
(16日)	BF et C →	21日	16日	6月12日付
(19日)	BF et C →	23日	19日	
21日	BF et C →	25日	24日	6月16,19日付
23日	BF et C →	27日	27日	6月21日付
23日	BF et C →	27日	27日	6月21日付
26日	BF et C →	30日	28日	6月23日付
30日	BF et C →	7月4日		
7月3日	BF et C →	7日	7月5日	6月26日付
7日	BF et C →	11日	10日	6月30日付
10日	Crozilhac →	14日	12日	7月7日付
12日	Crozilhac →	17日	14日	
14日	Crozilhac →	17日	24日	7月12,13,19日付
19日	Crozilhac →	23日	25日	
24日	Crozilhac →	29日	29日	
(31日)	Crozilhac →	8月5日	31日	7月24日付
(8月4日)	Crozilhac →	8日	8月7日	7月31日付
7日	Crozilhac →	11日	9日	8月4日付
11日	Crozilhac →		12日	8月7日付
12日	Crozilhac →	15日	16日	
13日	Crozilhac →	18日	18日	8月12日付
14日	Crozilhac →		22日	8月13,14,15,17,18日付
15日	Crozilhac →		28日	
17日	Crozilhac →			
18日	Crozilhac →			
18日	Crozilhac →			
20日	Crozilhac →	25日		
21日	Crozilhac →	25日		
22日	Crozilhac →	26日		
(26日)	Crozilhac →	30日		
(29日)	Crozilhac →	9月2日		
31日	Crozilhac →	4日		
9月4日	Crozilhac →	8日	9月4日	8月26et27日付
5日	Crozilhac →	10日		
11日	Crozilhac →	15日		

[注記] BF：ボワイエ=フォンフレッド；C：クロジラック；

丸括弧で囲まれた日付分の書簡は、AMBx, D228に保管されていないことを示す

筆者が確認した37通は、いずれも書簡の内容を控えたものであり、オリジナルの書簡の保存先は不明である。先のD228と同じく、都市自治体も、しばしば書簡に印刷物等を添付していた。それらの一部は控え等が存在しているために確認が可能である。

2.3. 書簡のやり取り

表3は、派遣委員、及び都市自治体が発給した書簡に記された日付をもとに、パリとボルドー間での書簡のやり取りの状況をあらわしたものである。なお、両都市間の書簡の移動日数が書簡の文言や他の記録から確認できない場合は、発給日と受領日の判明する41通の書簡に依拠し、その日数を4日とした。表3の書簡の縦の直線は、派遣委員の手元で、ないしは都市自治体内で返信が作成されず、滞留していることを示している。返信であるかどうかは、書簡に記載された日付から判断した。日付による示唆がなくとも、書簡の内容から返信であることが判明する場合には、同じく直線で結んだ。その例として、具体的には都市自治体発給4月15日付書簡が該当する¹⁹⁾。

表3において、われわれは、まず、書簡の双方向的性格を読み取ることができる。パリとボルドー間でやり取りされた90通の書簡のうち、一方的に送られ、返信が作成されなかった書簡は9通だけである。都市自治体発給4月8日付書簡や派遣委員発給4月10日付書簡、同発給5月22日付書簡のように、1ヶ月間以上も書簡のやり取りがおこなわれた事例も見受けられる。しかしながら、書簡とは、本来、双方向的性格を有しているはずである。したがって、ここでは逆に、パリからボルドーに一方的に送付される書簡が多い時期に注目してみたい。

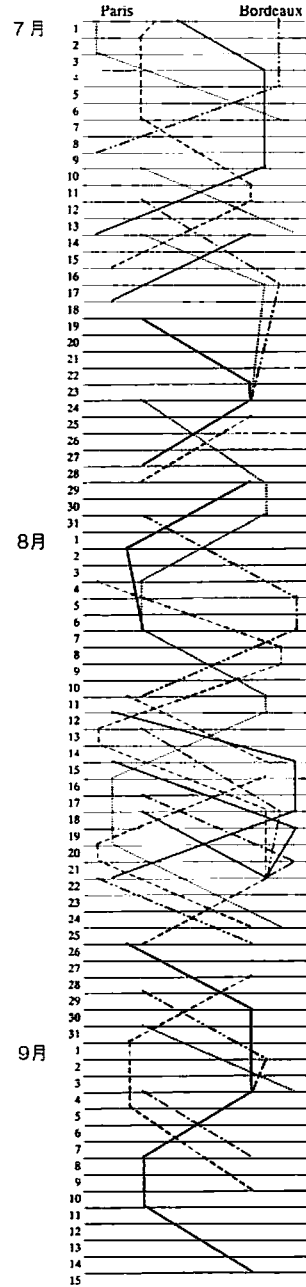
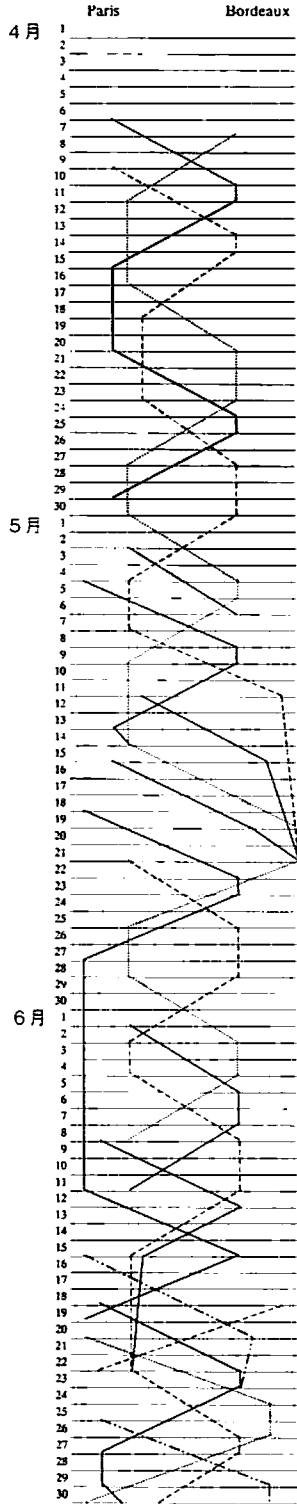
ポワイエ=フォンフレッドとクロジラックの両者がパリに滞在していた7月上旬までは、書簡の双方向的性格は維持されていたようである。しかし、ポワイエ=フォンフレッドがパリを離れた後、クロジラックが都市自治体に対して一方的に書簡を送付する時期が2度ある。1度目は7月中旬——「祖国は危機にあり」宣言——であり、2度目は8月中旬——8月10日事件——である。いずれの場合も、都市自治体からの返信は遅れ且つ一括して返信が作成された。パリでの革命的出来事を地方に伝えようとする派遣委員と、新たな状況に直面した地方都市自治体における混乱という構図の想定が許されるのであろうか。それはともかくとして、われわれは、派遣委員の現状認識、あるいは状況判断がいかなるものであったかを、これらの書簡から仔細に読み取ることができるように思われる。

2.4. 書簡の書き手

ここでは、一度、書簡の整理から離れ、その書き手について考えてみたい。結論から先に言えば、書簡の書き手を特定することは困難である。しかしながら、テキストそのものの分析に立ち入るのならば、少なくとも書き手が置かれている状況の検討は必要であるように思われる。

パリに滞在した派遣委員は、彼らの職務を遂行するために立法議会の審議に出席し、あるいは諸委員会の席上で発言・議論をおこなった。また、必要に応じて大臣やジロンド県出身の議員と面会した。しかしながら、その際、派遣委員自らが発言や面会内容を記録し、書簡送付のための準備をおこなったのだろうか。もちろん、その可能性は否定できないが、派遣委員の傍らで情報の整理等、書記の役割を担った人物の存在を想定することができるのではないか。いずれにせよ、ここで指摘しておきたいことは、まず、ある時期から派遣委員とともに行動する書記が存在した可能性があること。次に、派遣委員が発給した書簡は、その書き手を厳密に特定できないとしても、起草自体は派遣委員による

表3 派遣委員とボルドー都市自治体による書簡のやり取り (1792年)



ものということである。

続いて、都市自治体が発給した書簡の書き手について考えてみたい。先に言及したように、筆者が参照した都市自治体発給の37通の書簡は、すべてその控えであり、したがって、書き手を類推させるような手がかりを引き出すことは難しい。

パリに滞在した派遣委員の書簡のオリジナルが保管されている D228に、われわれは、それらとは別の6つの文書を見出すことができる。それは、ボルドー都市自治体が派遣委員に宛てた書簡の草稿である(表1参照)²⁰。草稿の中央には折り目が入れられており、その片側に本文が記されている。隣接する余白には、必要に応じて訂正内容が記されている。また、通信記録簿に書き写されたこと、もしくは清書された書簡が送付されたことを示した、「Enreg」や「Exp」等の略記が草稿に施されている。おそらく、これらの草稿を参照し、ボルドー都市自治体内の事務局 Bureaux²¹ のひとつである書記部 secrétariat の構成員²² が通信記録簿を作成した、と想定できる。しかし、これらの草稿からも書き手を類推させるような素材を見出すことは困難である。ゆえに、以上から、都市自治体が発給した書簡は、ボルドー都市指導者層の総意が反映された史料として、検証すべきことを確認しておきたい。

3. 書簡・通信記録の整理

3.1. 政治的ネットワークー派遣委員のロビー活動からー

ボワイエ=フォンフレッドとクロラジックがパリへと派遣されたその第1の目的は、立法議会への請願書の提出とボルドー市の救済の要請であった。したがって、書簡のテキストの多くは彼らのロビー活動の経過報告に充てられていた。最初に、派遣委員が発給した書簡等から彼らのロビー活動の概要を確認しておきたい。

4月6日にパリへと到着した彼らは、まず、ジロンド県出身の立法議会議員や諸大臣と面会を試みる。同時期にリヨン市が立法議会に1,800,000リーヴルの救済を請願していたため、立法議会議員らの「同時におこなわれるこんなに重要な2つの請願は、2つの都市を相互に害することになる」との示唆に従い、彼らはその推移を見守ることにした²³。それは「リヨン市には認められた救済を、ボルドー市に対しては拒絶する」ことはありえない、という判断に依拠していた²⁴。

1792年4月28日付デクレによりリヨン市への救済が認められた後、派遣委員は立法議会へと出席(5月4日)し、祖国への寄付12,000リーヴルを提示した。また、彼らは「ボルドー都市自治体は、公共の平穏のために、ある偉大な革命の避けがたい危機が必要とした、あらゆる貸付をおこなった」と述べ、救済を求めるために請願書を提出した。その請願は、ジロンド県選出の議員デュコ Ducos の発言に基づき財政特別委員会 comité de l'extraordinaire des finances へ転送された²⁵。

派遣委員は、ボルドー市救済に関する報告を財政特別委員会主宰カイラッス Cailhassou²⁶ に依頼しようとした。カイラッスはジロンド県選出の議員セールと親交が深く、セールによる口添えもあって、立法議会での報告を引き受けた²⁷。派遣委員は、以後、しばしば当該委員会に出席し、カイラッスと意見を交わす。立法議会でのカイラッスの報告原案はすでに5月中旬頃に起草されていた²⁸。しかし、議会において報告がおこなわれ、デクレの草案が読み上げられたのは、7月13日であった²⁹。この約2ヶ月にわたる報告延期の要因として、第1に、しばしば重要案件が議事日程に上がり、かかる報告の延期が強いられたこと、第2に、他都市による同様の請願が議事日程に上がったこと³⁰ があげら

れる。同日の報告ではデクレの草案が読み上げられただけで、その審議は延期された。8月2日、立法議会において、ボルドー市の請願が議事日程に上がるが、救済を求める都市の多さを理由として、「唯一の、そして同一の法」の必要性が説かれ、事実上、請願は否決された³⁴。

以上が派遣委員のロビー活動の概要である。次に、彼らがロビー活動をおこなう際に利用した政治的ネットワークについて考えてみたい。彼らは、ボルドーの政治の場では、ある程度、名の知られた人物であったかもしれない。しかし、パリにおいては無名であったことは想像に難くないし、彼らだけで都市自治体から託された職務に従事するのは困難だったはずである。そのため、必然的に、ヴェルニオ Vergniaud、ガデ Guadet、ジャンソネ、グランジュヌーヴ Grangeneuve、デュコ、セールらの同郷出身者と行動をともにした。彼らは皆、革命前夜から革命初期にかけて、地方において政治的経験を積み、立法議会議員として中央へと進出した人物であった³⁵。彼らの大半は、1792年秋以後も、国民公会議員としてパリでの政治生活を継続し、派遣委員であったボワイエ＝フォンフレッドを加え、いわゆるジロンド派の中核を構成した。彼らのなかでも派遣委員と議員のネットワークという視点から注目すべきは、セールである。派遣委員と財政特別委員会主宰カイラッスを結びつけたのはセールであった。また、ある時期から派遣委員はセール邸に同居³⁶し、さらに、9月、パリでの活動を終えたクロジラックはセール婦人とその子らと共にパリを離れる³⁷。地方都市から派遣された委員がパリで郷土の都市利害のために行動するには、当該都市に理解を示す協力者の存在が不可欠であった。

ここで、派遣委員がパリでのロビー活動に際して利用した政治的ネットワークの基盤について考えてみたい。派遣委員や彼らに協力した立法議会議員はジロンド派の出身であり、同郷という結びつきが重要であったことは当然といえる。とはいえ、派遣委員発給書簡において、ジロンド派から立法議会議員に選出された12人すべてがボルドー市の支援者、もしくは理解者として立ち現れたわけではない。したがって、派遣委員が依拠した政治的ネットワークの構築を可能とする要因が他にもあったのではないだろうか。

該当する人物の政治的経験等を仔細に検討していけば、個別の結びつきについて描出すること可能であるかもしれない。しかしここでは、彼らがボルドーで所属していたクラブ、友愛会について言及すれば十分であろう。すでに、ボワイエ＝フォンフレッドとクロジラックについては確認したが、彼らのパリでの活動を支援したセールら6人の立法議会議員も友愛会創設メンバーであった³⁸。その創設は1790年4月16日であった。革命が始まり1年を待つことなく、彼らの間には友愛会の創設を可能とする政治的な結合関係が成立しており、その関係は1792年のパリにおいて政治的ネットワークの形成を可能とした。このように、書簡は、地方におけるソシアビリテがパリにおいて明確に浮かび上がる様相を、われわれに読み取らせてくれるのである。

3.2. 穀物管理に対する都市指導者層の認識

ボワイエ＝フォンフレッドとクロジラックが発給した全書簡において、穀物管理全般に関するテキスト、さらに限定するならば、パン公定価格、あるいはパン屋への補償金の支払いに関するテキストは必ずしも多くない。しかしながら、次の2点を鑑みるならば、この問題は重要であるように思われる。第1に、ボルドーにおいて穀物管理は同時代的に主要な政治議題のひとつであり、加えて、先に検討した負債見積書によるならば、負債額の約20.7%がパン屋への補償金支払いを占めていた。第2に、ボルドー市救済に関するデクレの草案の第4案が穀物管理に関する政策に言及していた。第4条

は「議会は商業委員会に対し、1週間以内に、いくつかの都市自治体が、パン公定価格を、穀物価格として示された価格以下に設定するためにおこなう支出に関するデクレの草案の提出を命じる」となっている³⁶⁾。ボルドー市救済に関するデクレの草案において、かかる条項が盛り込まれたことは非常に興味深い。以下、関連する書簡を整理していく。

都市自治体発給5月22日付書簡において、都市自治体は「パン販売に基づく新たな補償金のために、パン屋に200,000リーヴル以上の支払状 mandement」を引き渡したことを述べ、また、補償金支払いの継続が不可避であることに触れる。同時に「パン屋は常にすべての都市自治体にとって最も大きな不安の要因のひとつである」として、パン公定価格の設定に起因する補償金支払い等の措置が、ボルドー市だけの課題ではないことを指摘する。次に「公共の平穩の名のもと、急に行政当局がパン公定価格を廃止することは困難」であるが、「ほとんど常に公共の平穩が乱されるのは必需品への公定価格設定による」と述べ、後段で都市自治体は穀物管理関連のデクレを立法議会に求めたのである³⁷⁾。

都市自治体発給5月29日付書簡においても、基本的には同じ主張が繰り返される。まず、「都市自治体に最も圧力をかけているものは、異論の余地無くパン屋へと支払われている補償金」であることが指摘され、その支払停止とパン販売に対する「無制限の自由」を導入する必要性が説かれた。自由の導入は「パンの値段を下げさせることしかできない」し、もしくは結果的にパンの値段が「高かろうとも良い」とされた。しかしながら、「耕作者たちはそこから利益を得るだろう。土地はより良く耕作され、豊かさはより多くなるであろう。われらは自給自足できるようになるであろう。労働の対価は上昇するであろう」と主張した。ボルドー都市指導者にとっては、「あらゆるものの値段」が「相対的なものになり」、「全体的調和」を目指すことが重要であった。最後に「公事 chose publique が維持されるのは金銭的救済によってではない」と述べ、ボルドー市による救済要請に加え、「あらゆる悪習を破壊」するためのデクレを立法議会に求めようとした³⁸⁾。

次に派遣委員の書簡を見てみよう。彼らが発給した5月29日付書簡において、公定価格が「われらのかつての政府の規則で定められた奇癖」であると理解され、「これらのあらゆる悪習が終わる時」と述べられた。また、「そのような悪習に終止符をうつことができるのは国民議会である。国民議会のみが、諸大都市に危険な衝撃をもたらすことなく、公定価格という有害な教義を覆すことができる」と記され、先に見た都市自治体発給書簡のテキストが踏襲され、賛同が示された。続いて、都市自治体の提案を「われらの立法者の何人かに伝える」ことが約束され、加えて、「必需品部門の責任者である都市役人との会談を確保した」ことが伝えられた³⁹⁾。なお、都市役人とは、パリ市のそれを指すと考えられる。

派遣委員発給6月5日付書簡においても、彼らは都市自治体の主張に賛同を示した。その内容はカイラッスに伝えられ、財政特別委員会において議論された。カイラッスは「国民議会演壇において、非道徳的で不得策な補償金をわれらの財政の無秩序な業務」として想起させ、「人民は、あたかも彼らの権利のようにその公定価格に慣れている」ために、都市自治体が「その公定価格を廃止することが不可能であること」を指摘することを約束した。その約束が履行されたことは、すでに確認したデクレの草案の第4条をみればあきらかであろう。また、派遣委員は必需品部門の責任者との会談で得られた成果を紹介し、「パン公定価格に執着」するボルドーの「パン屋の喧騒を中断させる」ため、その検討と導入を促すのである⁴⁰⁾。

これまで見てきた4通の書簡から、われわれはボルドー都市指導者層の総意を以下のようにまとめ

ることができる。「悪習」である補償金支払いの停止は、市財政の改善のために必要とされた。しかし、そのためには、不満を述べるパン屋と自らの「権利として公定価格になれている」人民の両方を啓蒙し、妥協させる必要があった。したがって、都市指導者層は、ボルドーでの「悪習」と類似のものが各都市自治体に存在することを指摘することにより、問題を全国レベルに引き上げ、立法議会による新たな穀物管理政策の決定を求めようとしたのである。

3.3. 派遣委員の状況判断 — パリ認識を中心として —

1792年は革命の道筋が大きく転換する時期であった。一方で、1792年4月の対外戦争の開始以来、フランス内外の不安定さは増していく。その不安定さのひとつの現れが7月11日の「祖国は危機にあり」の宣言であった。他方、パリ全体が不穏な空気に包まれ、そのことは、とりわけ国王に対する示威行為に現れ出る。ヴァレンヌ逃亡で、国王の権威はもはや地に落ち、彼は「職務者 *fonctionnaire*」であり⁴¹、「フランス人民を激昂させる」ような「致命的なまでに無気力」な存在でしかなかった⁴²。そのような国王に対し、パリ民衆が6月20日と8月10日の2度にわたり行動を起したのは周知の通りである。さて、そのような状況はボワイエ＝フォンフレットとクロジラックの目にどのように映じたのだろうか。以下では、戦況とパリの状況に対する彼らの判断を書簡のテキストから少し考えてみたい。

派遣委員の書簡から判断する限り、プロイセン軍がヴェルダンを侵略する8月末までは彼らが戦況に直接言及することは少なく、開戦後の経過に関しても当初は楽観的な観測をもってのことすら窺わせる。むしろ、彼らが書簡においてしばしば強調することは、内外の敵に対してパリの、もしくは国内の秩序を維持するための方策の必要性であり、われわれはその点に注目すべきであろう。

書簡のテキストからまずもって読み取るべきは、派遣委員にとってパリは陰謀の巣窟と映っていたことである。例えば、「パリにおいて、多くの疑わしい人々が存在していることは少しも疑いない。そこでは悪意のある計画が彼らを集めているのである。われらが直面している危機においては、秩序維持に関する抑圧的諸法は非常に弱い手段でしかない。逮捕や追放でさえ、公平に見ても、明らかに有害な人々に与する。彼らは社会的契約を覆す」と5月15日の書簡は述べる⁴³。さらに、彼らは陰謀の存在だけでなく、陰謀を企てようとする嫌疑ある人々に具体的に言及することもある。例えば、6月5日付の書簡では「国王近衛兵の解任はいくつかの巨大な陰謀を失敗させた」⁴⁴ ことに触れる。また、「例の貴族の少数派による同盟があらゆるわれらの悪を引き起こしている。ラファイエットがその長であり、国民議会議員の何人かはその下僕である。その同盟者は何を望んでいるのか。それは人民協会を破壊すること」と6月30日の書簡は指摘する⁴⁵。

他方で書簡は、このような陰謀の対極に置かれるべき存在をわれわれに示してくれている。派遣委員がとりわけ言及したのは、パリのジャコバン・クラブであった。4月10日付の書簡によると、「内閣は国民議会を完全に信用している。何も隠されていないし、何も秘密ではない。あるひとつの特徴が、パリに民主政における平等が存在していることをあなた方に示すであろう。大臣たちは定期的に憲法友の会の週一回の夕食会に参加する。彼らは、もし、最後に到着したならば、テーブルの端に座る……彼らは他の人と同じく3リーヴル15スーを支払う。さらに、われらは彼らと非常に愛国的な乾杯をおこなう」⁴⁶ という。派遣委員にとって、隠されること、秘密にされるものが存在しないジャコバン・クラブは、陰謀が渦巻くパリにおいて、陰謀が企てられないことのない場であった。さらに、彼

らは別の意味をこのクラブに見出していく。5月15日付書簡では、「われらがわれらの敵に勝利できるのは、国内の秩序と国境における最も厳しい規律によってである。この2つの目的へと、憲法友の会のすべての努力が向かうべきである」と述べる⁴⁷⁾。派遣委員は、秩序を維持し、革命を進めていく推進力をクラブのなかに見ていたように思われる。

パリに存在する陰謀とそれに対抗し革命を推進する前衛的組織という二項対立的な図式と、派遣委員がその書簡でしばしば言及する「パリは平穏である」という言説は、彼らの脳裏にあっては矛盾しない。例えば、パリ民衆がチュイルリー宮で示威行為をおこなった6月20日事件の直後の書簡を見てみよう。事件から3日経った23日付書簡では「平穏は再確立された。それ以来、平穏は少しも乱されていない」と記された⁴⁸⁾。26日付書簡においても「パリにおいて平和は完璧である」と、同様の趣旨の言説が繰り返された⁴⁹⁾。ルイ16世の廃位の直接的契機となった8月10日事件の場合はどうだろうか。事件後、クロジラックが最初に発給した11日付書簡においては、平穏や静けさ、平和を示唆する言説は出現しないが、やはり、13日付書簡において、パリが落ち着いたこと、14日付書簡において、「本日、パリは完全に平穏である」ことが記されていた⁵⁰⁾。

ここで、パリが平穏であるという言説が意味するところを考えてみたい。対外戦争の開始、6月20日事件、8月10日事件を経る過程で社会全体の不安定さは増加し、革命の道筋も不明瞭となる。陰謀の存在はそれらに拍車をかけるものであった。派遣委員が都市自治体へと発給する書簡においてパリの平穏に言及するのは、状況が悪化しつつも、何よりも革命が進行していること、あるいはボルドー都市指導者層が総意として支持している体制が維持されていることを伝えようとしたからではないだろうか。

ヴェルダン包囲が直接的契機となる九月虐殺を伝える書簡においても、基本的には、平穏と同趣旨の言説が用いられる。クロジラックがパリから発給した最後の書簡(9月11日付)においても「数日間、首都は非常に平穏である」と記されていた⁵¹⁾。

おわりに

本稿では、ポワイエ=フォンフレッドとクロジラックが、パリからボルドー都市自治体に送付した書簡の整理・分析を試みた。まずは、書簡のテキストの整理・分析で注目した事柄を再度確認しつつ、そこから浮びあがってくる問題点を指摘することで、本稿のむすびにかえたい。

第1に、政治的ネットワークの存在。革命期地方都市指導者層がパリにおいてロビー活動をおこなう必要性に迫られた場合、同郷出身議員の協力は有益であった。そのことは、派遣委員によるロビー活動の素描を通じて、派遣委員と立法議会議員により構成された政治的ネットワークの存在により確認された。次に、そのような関係が成立可能な条件を探るために、彼らが出身地において革命前夜から初期にかけて構築した結合関係に注目し、その関係のひとつとして、ボルドーで最も有力なクラブであった友愛会の存在を指摘した。派遣議員の書簡は、われわれに地方における都市指導者層の結合関係を読み取らせてくれるものであった。

このことから、われわれはひとつの課題を設定することができるのではないか。地方クラブとパリのジャコバン・クラブの間に提携関係や書簡による情報伝達が存在していたことは、よく知られている⁵²⁾。地方と中央の関係を考察する場合、クラブ相互のネットワークだけでなく、地方都市指導者層と国民議会議員のネットワークという2つの系列を想定することは、革命期の政治的結合関係のより

重層的な把握に寄与するのではないだろうか。ボルドーを事例とする場合、友愛会関連の史料の残存状況という困難⁵⁾はあるにせよ、このような課題の設定は可能であるように思われる。

第2に、穀物管理に対する派遣委員の考え方。必需品供給や公定価格、パンの製造販売等は、ボルドーだけの問題ではないし、1792年、あるいは革命期に限定される問題でもない。本稿で整理した事項は1792年におけるわずかな史料を手がかりとしたものであったが、それでもなお、地方における政治的・社会的問題が中央で議事日程に上がった貴重な事例であった。ボルドー市の救済は否決され、それ以後、派遣委員の書簡において当該事項への言及を見出すことができない。したがって、稿を改めて、ボルドー史の文脈のなかでこの問題を捉えなおしてみたい。

第3に、地方指導者層の同時代認識。本稿で検討した派遣委員のそれを要約するならば次のようになる。バリは陰謀の巣窟であり、その陰謀を担う存在がしばしば具体的に認知された。そのような陰謀に対抗する秩序維持装置としてジャコバン・クラブが存在していた。派遣議員が示唆する「バリは平穏」という言説は、その装置が機能していることを意味していた。書簡において、平穏であることが繰り返し確認された1792年中葉は、派遣委員の支持する体制が、また、ボルドー都市指導者層がその総意として支持する体制が維持されていた段階であった。このことから、われわれは、書簡や出版物を手がかりにして、バリに対するボルドー都市指導者層の認識が1793年夏の連邦主義者の反乱に向けてどのような変化していくのか、という課題を設定することができるように思われる。

都市当局が作成する議事録等とは異なり、書簡には、その発給者の意向、もしくは認識が強く反映される。本稿で整理した書簡から、われわれはいくつかの重要な素材を「発見」することができたし、その一部の整理に留まったとしても、ポワイエ＝フォンフレッドとクロジラックが発給した書簡の、史料としての読み方を提示できたと考える。

註

- 1) Archives municipales de Bordeaux (AMBx), D227, Copie fidelle de la lettre de M. Nairac, député aux Etats-généraux, datée de Versailles, le mercredi. 15 juillet 1789, à 4 heures du soir, adressée à M. E. Nairac.
- 2) Archives départementales de la Gironde (AD33), ac4L7, Procès-verbal des séances du Conseil général du district, 9 juin 1793. 筆者がジロンド県文書館で調査をおこなった2005年段階において、文書群Lは再分類の最中であった。かつて、ディストリクト総評議会議事録が分類されていた4L7には、すでに、別の文書が新たに分類されていた。筆者が調査した時点において、当該議事録には新たな分類番号 cote が付与されていなかった。したがって、本稿では、便宜的に ac4L7 という表記を用いる。
- 3) AMBx, D95, Registre des délibérations du Corps municipal de Bordeaux, 18 février 1792 - 28 avril 1792; AMBx, D96, op. cit., 29 avril 1792 - 4 janvier 1793; AMBx, D98, Registre des délibérations du Conseil général de Bordeaux. 27 janvier 1791 - 6 août 1792; AMBx, D99, op. cit., 7 avril 1792 - 22 septembre 1792.
- 4) AMBx, D140, Registre de correspondance de la municipalité de Bordeaux, 1^{er} octobre 1791 - 31 mai 1792; AMBx, D141, op. cit., 1^{er} juin 1792 - 30 septembre 1792.
- 5) AMBx, D228, Correspondance des députés à l'Assemblée nationale et des commissaires députés par la ville auprès de l'Assemblée nationale, 1792.
- 6) 例えば、以下の研究ではポワイエ＝フォンフレッドとクロジラックがバリに派遣された事実に言及し

- ているが、いずれも、極めて断片的なものである。Allemandu, B. et Pennec J.-J., *60000 pauvres à Bordeaux!*, Talence, 1995, pp.74-76; Forrest, A., *Society and Politics in Revolutionary Bordeaux*, London, 1975, p.60.
- 7) 入市税については、以下を参照。Godechot, J., *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1951, p.142; Marion, M., *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923, réimpression 1999, pp.402-404; Poussou, J.-P., « Octrois », Bély, L. (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, pp.919-920; Fr. オリヴィエ=マルタン (堀浩訳) 『フランス法制史概説』創文社、1986年、605-607頁。
- 8) Duvergier, J.-B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlement et avis du Conseil-d'Etat*, t.3, Paris, 1834, réimpression Schmidt Periodicals GmbH., 1995, pp.180-182.
- 9) パン屋への補償金とは、ボルドー都市当局が、パン公定価格の設定に伴い生じるパン屋の損失分を補填するために支払っていたものである。その詳細については、以下を参照のこと。拙稿「ジロンド県執行部1793年3月5日付アレテの考察—フランス革命期ボルドーにおける指導者層とその政治的特質に関する序説—」『熊本大学社会文化研究』3、2005年、161-181頁(以下、拙稿「アレテの考察」と略記)。特に170-171頁を参照。
- 10) AMBx, D98, séance du 23 février 1792.
- 11) AMBx, D95, séances des 29 février et 22 mars 1792. 選出された6人の委員とは、都市役人から Boyer-Fonfrède と Marchand、名士から Lemesle, Gaye-Martignac, Crozilhac, Marteilhe である。3月22日に報告をおこなった委員とはマルシャンである。
- 12) AMBx, D95, séance du 27 mars 1792. なお、負債見積書はD95に写されているが、立法議会に提出された請願書のテキストはD95に写されていなかった。
- 13) 立法議会に対する借入要請額の減額について、「ジロンド県執行部は(借入額が)200万リーヴルで十分であると判断する」と記されるのみで、その根拠を県執行部議事録から見出すことはできない。AD33, 3L16, Procès-verbal des délibérations du directoire du département de la Gironde, séance du 31 mars 1792.
- 14) AMBx, D95, séance du 27 mars 1792. 負債見積書の冒頭には以下のように記されている。「Etat des sommes dues par la Maison commune de Bordeaux, tant pour anciens capitaux à rente constituée que pour emprunts, indemnités, remboursements d'offices, entretien des hôpitaux, achats de biens nationaux et dépenses fixes et courantes ».
- 15) *Archives historiques du Département de la Gironde (AHDG)*, t.30, Bordeaux, 1895, pp.333-334; *Ibid*, t.41, 1906, pp.134-135; Robert, A., Bourloton, E. et Cougny, G., *Dictionnaire des parlementaires français depuis 1^{er} mai 1789 jusqu'au 1^{er} mai 1889 (Dict. des parlementaires)*, 5vols, Paris, 1891, t.1, pp.466-467. 90人選挙人集会については、以下を参照。AMBx, D216, Registre tenu par l'assemblée des quatre vingt dix électeurs des communes de Bordeaux. 友愛会構成員については、以下を参照。Lecerf, C., « La Société des Amis de la Constitution puis Société des Amis de la Liberté et de l'Egalité. 1790-1793 », TER, Bordeaux 3, 2000.
- 16) *AHDG*, t.30, 1895, pp.297, 303; Brutails, J.-A., *Inventaire sommaire des Archives départementales antérieures à 1790, Gironde, inventaire du fonds de la Chambre du commerce de Guienne*, Bordeaux, 1893, pp.XII, XIV; Lhéritier, M., *Les débuts de la Révolution à Bordeaux d'après les Tablettes manuscrites de Pierre Bernadau*, Paris, 1919, pp.36, 61; 君塚弘恭「ギユイエンヌ商業会議所の活動とフランス王国経済政策—スペイン継承戦争期におけるオランダ船対策を中心に—」『史林』

- 87-6、2004年、63-93頁。90人選挙人集会、及び友愛会については、前掲註15参照。
- 17) Ducaunnes-Duval, A., *Inventaire sommaire des Archives municipales, Période révolutionnaire*. t.1., Bordeaux, 1896, p.V.
- 18) ボワイエ=フォンフレッドとクロジラックが都市自治体宛に発給したであろう書簡52通のうち、5通のテキストは筆者未見である。5通が発給されたことは、以下に列挙するように、都市自治体発給の返信から類推可能である。派遣委員発給6月16日、及び19日付書簡については、都市自治体発給6月24日付書簡の冒頭に両書簡を受領した旨が記されている (AMBx, D141, correspondance du 24 juin 1792)。クロジラック発給7月31日付書簡については、都市自治体発給8月7日付書簡に受領の旨が記されている (AMBx, D141, correspondance du 7 août 1792)。クロジラック発給8月26日付、及び29日付書簡については、都市自治体発給9月4日付書簡に受領の旨が記されている (AMBx, D141, correspondance du 4 septembre 1792)。
- 19) 都市自治体発給4月15日付書簡には、ある特定の書簡への返信である旨が記されていない。当該書簡において、都市自治体は、パリ市庁舎において市長や派遣委員が述べた言説の送付を求めている (AMBx, D140, correspondance du 15 avril 1792)。前日14日に、都市自治体が発給した派遣委員発給4月10日付書簡を見ると、彼ら派遣委員がパリ市庁舎を訪問し、市長ペティオン Pétionらに歓迎された旨が記されている (AMBx, D228, lettre du 10 avril 1792)。したがって、都市自治体発給4月15日付書簡は、派遣委員発給4月10日付書簡への返信であることがわかる。
- 20) 6通の書簡の草稿の日付は、1792年6月5日、13日、19日、24日、28日、9月4日である。各々、表1のNo欄(左列)の[24]、[27]、[28]、[32]、[34]、[57]に該当。
- 21) ボルドー都市自治体の構成について素描しておく。都市自治体の総則を規定した1789年12月14日の法に従い、ボルドー都市自治体は、市長、総代、副総代が各1名ずつに加え、20人の都市役人と42人の名士で構成された。また、市長と5名の都市役人で構成される執行部と2種類の議会が設置された。以上の選挙で選出された65人に加えて、都市自治体内には複数の事務局 bureaux 等が設置され、90人前後の人員が職務に従事していた。Lhéritier, M., « La Révolution à Bordeaux de 1789 à 1791 », *Revue Historique de Bordeaux et du département de la Gironde (RHBx)*, t.8, 1915, p.284; AMBx, D92, Registre des délibérations du Corps municipal de Bordeaux, séance du 23 septembre 1791; AMBx, D101, Registre des délibérations du Conseil général de Bordeaux, séance du 12 novembre 1792. なお、1789年12月14日の法については、以下を参照。Duvergier, J.-B., *op. cit.*, t.1, pp.63-71.
- 22) 書記部の構成を確認しておく。当該部局は、1791年9月段階では、書記 (secrétaire-greffier) 1名、書記補佐 (secrétaire-adjoint) 2名、書記補 (sous secrétaire) 6名で構成されていた (AMBx, D92, séance du 23 septembre 1791)。1790年から1793年秋まで、ボルドー都市自治体書記はバステール Bassetterres が担当しており、彼は、各議会の審議に出席していた。各議会の審議記録の末尾、都市自治体が発給する書簡、あるいは公式記録の複写物には、彼の署名が添えられている。
- 23) AMBx, D228, lettres des 7 et 10 avril 1792.
- 24) AMBx, D228, lettre du 17 avril 1792.
- 25) *Archives parlementaires de 1780 à 1830, premières série, 1787-1790 (AP)*. t.42, Paris, 1893, p.72. 派遣委員の立法議会出席については、以下も参照。AMBx, D228, lettre du 5 mai 1792.
- 26) 筆者が閲覧した書簡においては、カイラッスは「Cailhasson」と綴られている。しかしながら、本稿では、*Dict. des parlementaires* に依拠し、「Cailhassou」とした。*Dict. des parlementaires*, t.1, pp.547-548.
- 27) AMBx, D228, lettres des 8 et 12 mai 1792.

- 28) AMBx, D228, lettre du 16 mai 1792.
- 29) AMBx, D228, lettres du 14 mai 1792: AP, t.46, 1895, pp.440, 463-469.
- 30) 派遣委員が発給した書簡から、メッス Metz 市、及びナンシー Nancy 市がボルドー市と同様の請願をおこなっていたことがわかる。AMBx, D228, lettre du 22 mai 1792.
- 31) AMBx, D99, séance du 8 août 1792; AMBx, D228, lettre du 7 août 1792: AP, t.47, 1896, p.398.
- 32) 本文で言及した立法議会議員のうち、セールを除く5人はジロンド派の主要メンバーとしてよく知られている。彼らについては、さしあたり、前掲註15で引用した辞典、あるいは以下を参照。Mathan, A. de, *Girondins jusqu'au tombeau*. Bordeaux, 2004; Patrick, A., *The men of the first French Republic, political alignments in the National Convention of 1792*, Baltimore and London, 1972. ここで、セールについて若干補足しておきたい。1746年5月10日生まれ。革命前夜は貿易商として財を築く。クロジラックと同じく、全国三部会召集に際してはボルドー90人選挙人に選出され、ギエイエヌセネシャル第3身分陳情書の起草を担当した。市政革命後、都市行政を実質的に担うことになる90人選挙人集会において、建白書や意見書の作成を担当し、また、同集会の議長も務めた。1790年の都市自治体選挙において、得票数第2位でボルドー都市役人に当選。しかし、県当局構成員に選出され、都市役人の職を辞した。立法議会召集に際し、議員に当選したことは、すでに本文で触れた。8月10日事件以後、ボルドーへと戻り、1793年、ジロンド県執行部議長に選出された。同年夏、いわゆる連邦主義者の反乱時に組織された公安人民委員会においても議長に選出された。反乱が瓦解する前後、彼は政治生活の場から姿を消した。恐怖政治期を生き延び、1799年末、元老院議員として、再び、政治の舞台へと復帰したのである。
- 33) AMBx, D228, lettre du 5 juin 1792.
- 34) AMBx, D228, lettre du 4 septembre 1792.
- 35) 前掲註15参照。
- 36) AP, t.46, 1895, p.440.
- 37) AMBx, D140, correspondance du 22 mai 1792.
- 38) AMBx, D140, correspondance du 29 mai 1792.
- 39) AMBx, D228, lettre du 29 mai 1792.
- 40) AMBx, D228, lettre du 5 juin 1792.
- 41) AMBx, D228, lettre du 21 avril 1792.
- 42) AMBx, D228, lettre du 7 août 1792.
- 43) AMBx, D228, lettre du 15 mai 1792.
- 44) AMBx, D228, lettre du 5 juin 1792.
- 45) AMBx, D228, lettre du 30 juin 1792.
- 46) AMBx, D228, lettre du 10 avril 1792.
- 47) AMBx, D228, lettre du 15 mai 1792.
- 48) AMBx, D228, lettre du 23 juin 1792.
- 49) AMBx, D228, lettre du 26 juin 1792.
- 50) AMBx, D228, lettres des 11, 13 et 14 août 1792.
- 51) AMBx, D228, lettre du 11 septembre 1792.
- 52) クラブ、あるいは人民協会、また、それらが織りなすネットワークの研究は多岐にわたる。総合的研究としては、さしあたり、以下を参照。Boutier, J., Boutry, P. et Bonin, S., *Les sociétés politiques, Atlas de la Révolution française*. t.6, Paris, 1992; Kennedy, M., *The Jacobins Clubs in the French*

Revolution, The first year, Princeton, 1982; id, *The Jacobins Clubs in the French Revolution, The middle year*, Princeton, 1988. 革命期ボルドーにおけるクラブについては、Forrest (前掲註6) や Mathau (前掲註32) の研究を参照。個別研究としては、以下がある。Bécamps, P., « La société patriotique de Bordeaux, 1790 – 1792 », *Questions d'histoire girondine* (Actes du 82^e congrès national des sociétés savantes, Bordeaux-Libourne, 24 – 26 avril 1957), Paris, 1959, pp.255 – 281; Dubos, R., « Une société populaire bordelaise, les Surveillants de la Constitution », *RHB*, t.25 – 29, 1932 – 1936; Melchior, J., *Histoire du Club national*, thèse, Bordeaux, 1951. なお、友愛会については、Lecerf (前掲註15) の研究を参照。

- 53) 本稿で取り上げたジロンド県出身立法議会議員、あるいは都市自治体派遣委員が所属していた友愛会に関する史料は、必ずしも十分に残存しているとはいえない。特に、本稿が対象とした1792年4月から9月上旬にかけての友愛会の議事録は、ジロンド県、及びボルドー市両図書館には保存されていない。

Note sur les lettres adressées à la municipalité de Bordeaux, par Boyer-Fonfrède et Crozilhac (1792)

UCHIDA Ryota

Jean-Baptiste Boyer-Fonfrède et André Crozilhac furent députés par la municipalité de Bordeaux auprès de l'Assemblée législative entr'avril et septembre 1792, pour présenter une pétition de cette Commune qui était tombée dans des embarras financiers. Pendant leur séjour à Paris, ils sollicitèrent les secours de leur ville, furent témoins des événements importants (par exemple événement du 20 juin, proclamation de « la patrie est en danger », prise des Tuileries et massacres de Septembre) et communiquèrent à leurs collègues des nouvelles de Paris et de la frontière.

Ils envoyèrent 47 lettres à leur municipalité, et reçurent 37 réponses. Le but de ce mémoire est de préciser des problèmes dans 84 lettres au point de vue de la perception contemporaine du personnel politique de Bordeaux.